

## 【報告事項】 2. 令和4年度事業計画

# 令和4年度事業計画書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

## I. 基本方針

法人会は、税のオピニオンリーダーとして地域の中小企業のために真に必要な税制等の提言、納税意識向上のための税の啓発活動、税知識普及のための研修等を実施し、申告納税方式の維持・発展に寄与することを念頭に置き、地域経済を担う企業・経営者の支援のための各種講演会・研修会・セミナーの開催並びに地域社会の健全な発展に寄与するため社会貢献事業を積極的に実施する。

また、公益社団法人として公益目的事業の充実を図るためには、組織基盤と財政基盤の安定が欠かせないことから、役員及び会員並びに関係団体等の協力を得て、組織の拡大のため会員の加入勧奨に取り組むこととする。

## II. 主な事業計画

### 1. 公益目的事業

#### (1) 税制提言事業

長引くコロナ禍により中小企業はかつてない危機的状況に直面しており、資金的に脆弱な中小企業を取り巻く環境は悪化の一途を辿っている。

このような状況において、ウィズコロナ、アフターコロナを見据え、中小企業にとって真に有効な政策の実現に向けて、選挙区が管内の衆議院議員・参議院議員、県・市の首長及び議会の長に対し、組織の力を結集して提言を行うこととする。

#### (2) 納税意識の高揚及び税知識の普及

##### ア. 租税教育事業

納税意識の高揚など税の啓発活動として、市内の小学生を対象に「租税教室」及び「税に関する絵はがきコンクール」並びに子供向け税の啓発活動を実施し、将来の担い手である小学生に「税の仕組み」「税の使われ方」の学習を通して「税の大切さ」を学んでもらう事業に積極的に取り組む。

なお、「税に関する絵はがきコンクール」では応募された作品を、法人会の活動内容を広く一般市民に広報するため、公共施設、郵便局及び金融機関など多くの人たちの目にとまるところに展示する。

##### イ. 税知識の普及事業

申告納税制度の維持・発展及び税務行政の円滑な執行に寄与するため、税知識の更なる普及を目的に、新設法人のための税務研修会、決算申告時に合わせて行う研修、改正税法の説明会等を積極的に実施する。特に令和3年10月から消費税のインボイス制度の導入による事業者登録受付が始まっており当該制度の理解のための研修を実施する。

また、全法連が税理士会の支援を受けて制作し、国税庁が後援している「自主点検チェックシート」の活用について決算期別法人説明会などの税務研修会で説明し、その活用の拡大を図ることとする。

##### ウ. 税の広報事業

税務行政の広報活動として、電子納税、申告事務のICT化、地方税の特別徴収税額の口座振替制度及びe-Taxによるダイレクト納付などの促進、税務研修会並びに広報誌等を使って当該制度の広報の支援を図る。

また、市内表町商店街において、一般市民を対象に税の広報用ポスターの展示、税に関するアンケート・クイズを行うなど、税務行政に対する支援と税理士による「税の無料相談」を実施する。

### (3) 経営支援事業

法人会は、税のオピニオンリーダーとして地域企業の発展を支援する「経営者の団体」であることから、ホームページ及びメールを使用して企業にとって有益な情報の提供を早期に行ったり、企業経営者及び従業員の資質の向上を図るため、各種講演会・研修会及びセミナーを積極的に開催する。

これらの研修は、会員企業のみならず地域の企業経営者も参加できるようマスコミ・ホームページなどで開催案内し、リモートによる研修を取り入れるなど、より多くの企業及び経営者が参加できるよう配慮する。

### (4) 地域社会貢献事業

法人会は、地域社会の健全な発展に貢献することを目的に各種事業を行っているが、そのために一般市民を対象とした次の事業を主として女性部会、青年部会が主管して行うこととする。

#### ア. 「知って得する？税金」 【女性部会関係】

表町商店街において、税務行政を多くの市民に身近に感じてもらうことを目的に税に関するアンケート・クイズ並びに税理士による無料の「税金相談」を行ったうえ、DX化を目指している税務行政、便利になったe-Taxの利用方法の説明とそのポスターを掲示してこれらの活用の促進を支援する。

また、「税に関する絵はがきコンクール」に提出された作品のうち、厳正な審査の上、優秀と認められた作品の作者、当該事業に多くの理解と協力をいただいた学校の表彰をこの会場で行うとともに応募された作品の一部を事業内容の紹介のために展示する。

なお、作品の展示はこのほか、公共施設、郵便局及び金融機関でも行う。

#### イ. 子供向け税の啓発活動 【青年部会関係】

地域の子供達を対象に税金のしくみや使われ方を学習する機会を創出し、「税金の大切さ」を理解してもらう事業を実施する。

税金が使われている機関を訪問し、当該事業の役割などを出前授業で紹介し、ワークショップでは当該機関の仕事の一部を職員の指導で疑似体験する等のイベントを行う。

#### ウ. 食品ロス問題への取組 【女性部会関係】

食品ロスについての研修会実施及びチラシ等を配付することにより、食品ロス問題についての啓蒙活動を行う。

#### エ. 財政健全化のための健康経営プロジェクト 【青年部会関係】

「企業の活力向上による税収の増加」と「適切な医療利用による医療費の適正化」の目標達成に向けた取組を行う。

## 2. 収益事業

### (1) 組織増強推進事業

協力団体に働きかけて、会員数が減少する等弱った組織基盤を復活させるため、特に保険・金融機関の理解を求めて、強力な支援体制の確立を行う。

しかし、当該事業は本来法人会をよく理解している役員が中心となって進めるべきであり、その支援をするのが支部組織であることから、支部合同役員会の在り方を変更するなどして当該役員会の活性化を図ることとする。

## (2) 会員支援事業

法人会のメリットの一つでもある異業種間の交流会を開催し、会員同士による情報交換を行い、会員間の協調性の醸成と会員企業の事業活動の発展を支援する。

昨年は新型コロナウイルス感染症の対策で、飲食を伴う交流会は中止したが、今年度は会員同士の交流ができないことが長期間継続するとなると法人会会員としてのメリットに繋がらないため、これを機に退会する会員が増加することが考えられることから新たな生活様式によりコロナ対策をとって実施することとする。

## (3) 財政安定化事業

経営者大型保障制度、企業のリスクヘッジのための保険制度、個人のためのがん保険等の保障制度の充実のため、取扱三社と情報交換を密にして保険契約の拡充に努め、財政の安定化を図る。

## (4) 女性部・青年部会関係

法人会のメリットの一つでもある異業種間の交流会を開催し、会員同士の情報交換及び親睦を図ることとする。この交流会は会員企業の発展を支援するものであることから、単位会が開催するものばかりでなく県法連、全法連が開催する大会に参加できる環境を醸成する。

また各部会とも活発な事業活動を実施しているが、更なる充実のために部会員の加入勧奨を継続的に実施し、組織の拡大を図る。

## 3. 管理関係

公益社団法人としてガバナンスに配慮し、総会・理事会等組織の維持のための事務は規程に沿った適正な運営に努めることとする。

公益社団法人としてのコンプライアンスに配慮した事業運営を行うとともに、会員の利益の喪失とにならないよう個人情報の管理は徹底する。

事務運営については、資産等の日常管理を徹底するとともに、事務管理規程・会計管理規程に基づく適正な執行に努める。